

地域密着型通所介護
第1号通所事業（横浜市通所介護相当サービス）
運 営 規 程

社会福祉法人 たちばな会
デイサービスセンター天王森の郷

目 次

	ページ
第 1 章 総則	
第 1 条 事業目的	1
第 2 条 運営方針	1
第 3 条 事業所の名称等	1
第 4 条 地域密着型通所介護等の定員	1
第 5 条 営業日及び営業時間	2
第 2 章 職員及び職務分掌	
第 6 条 職員の職種・員数・及び職務内容	2
第 3 章 利用者に対するサービス内容及び利用料	
第 7 条 地域密着型通所介護等の内容及び提供方法	2～3
第 8 条 地域密着型通所介護等の利用料及びその他の費用の額	3
第 4 章 運営に関する事項	
第 9 条 送迎の実施区域	3
第 10 条 サービス利用にあたっての留意事項	3～4
第 5 章 緊急時における対応	
第 11 条 緊急時における対応方法	4
第 6 章 非常災害対策及び感染症対策	
第 12 条 非常災害対策	4
第 13 条 感染対策	4
第 7 章 虐待の防止及び身体拘束の適正化	
第 14 条 虐待の防止	5
第 15 条 身体拘束の適正化	5
第 8 章 その他運営に関する事項	
第 16 条 サービス内容に関するご相談や苦情窓口	5～6
第 17 条 その他運営についての留意事項	6

第1章 総則

(事業目的)

第1条 社会福祉法人たちばな会が開設するデイサービスセンター天王森が行う地域密着型通所介護事業（以下「事業所」という。）が行う地域密着型通所介護事業及び第1号通所事業（横浜市通所介護相当サービス）（以下、「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護者、要支援者又は事業対象者（以下、「要介護者等」という。）に対し、事業所の生活相談員及び機能訓練指導員、看護師、准看護師等の看護職員、介護職員（以下「従業者」という。）が、該当事業所において排泄、食事等の介護、入浴の介助、その他日常生活上の世話又は支援、機能訓練等の適切な地域密着型通所介護及び第1号通所事業（横浜市通所介護相当サービス）（以下地域密着型通所介護等）という。）を提供することを目的とする。

(運営方針)

- 第2条 事業の実施に当たっては、要介護者等となった場合においても、心身の特性を踏まえて、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、さらに利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話又は支援、機能訓練等の介護その他必要な援助を行う。また、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努める。
- 2 事業の実施に当たっては、要介護者等となることの予防又はその状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、その目的を設定し、計画的に行うとともに、地域との結びつきを重視し、市町村、地域包括支援センター、老人介護支援センター、居宅サービス事業者、介護予防サービス事業者、他の地域密着型サービス事業者、地域密着型介護予防サービス事業者、その他の保険・医療・福祉サービスを提供する者、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取り組みを行う者等と密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。
- 3 事業者は利用者に提供するサービスの質を常に向上させて行くため、計画（Plan）、実行（Do）、評価（Check）、改善（Action）のサイクル（PDCAサイクル）により、質の高いサービスを実施する体制を構築する。

(事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- | | | |
|-----|-----|------------------|
| (1) | 名称 | デイサービスセンター 天王森の郷 |
| (2) | 所在地 | 横浜市泉区和泉町733番地 |

(地域密着型通所介護等の定員)

第4条 地域密着型通所介護等の利用定員は地域密着型通所介護と第1号通所事業（横浜市通所介護相当サービス）を合計して18名とする。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとし、祝日も営業する。

- (1) 営業日 1月1日から1月3日を除き月曜から金曜までとする。
- (2) 営業時間 : 8:30～17:30
- (3) サービス提供時間 : 9:45～15:55

第2章 職員及び職務分掌

(職員の職種・員数・及び職内容)

第6条 事業所に勤務する職員の職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名(常勤1名)
管理者は、事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行い、また、当該事業所の従業者に法令及びこの規程を遵守させるため必要な命令を行う。
- (2) 生活相談員 2名(常勤1名、非常勤1名)
生活相談員は、利用者及び家族からの相談を受けること、地域密着型通所介護等の利用の申込に係る調整の補助、及び他の従事者と協力して地域密着型通所介護計画及び第1号通所事業(横浜市通所介護相当サービス)計画書(以下、「地域密着型通所介護計画等」という。)の作成の補助等を行う。
- (3) 機能訓練指導員 1名(常勤1名)
機能訓練指導員は、機能訓練計画の策定及び機能訓練の実施、従業員の指導に当たる。
- (4) 介護職員 6名(常勤1名、非常勤5名)
介護職員は、地域密着型通所介護等の業務に当たる。
- (5) 看護職員 2名(非常勤2名)
看護職員は、健康管理の業務に当たる。
- (6) 管理栄養士 1名(常勤1名)
管理栄養士は、利用者の給食管理、栄養指導の業務に当たる。

第3章 利用者に対するサービス内容及び利用料

(地域密着型通所介護サービス等の内容及び提供方法)

第7条 地域密着型通所介護サービス等の内容は、次の通りとする。

- 一 日常生活上の世話及び支援
- 二 食事の提供
- 三 入浴
- 四 機能訓練
- 五 レクリエーション
- 六 健康チェック

- 七 送迎
- 八 相談
- 九 排泄

(地域密着型通所介護サービス等の利用料その他の費用の額)

第8条 地域密着型通所介護サービス等を提供した場合の利用料の額は厚生労働大臣又は横浜市長が定める基準によるものとし、当該地域密着型通所介護等が法定代理受領サービスであるときは、その1割、2割又は3割の額とする。詳細は料金表のとおりとする。

2 利用者の希望によるその他の費用

- 一 食費 680円
- 二 おやつ 110円
- 三 おむつ代・パット代 実費
- 四 教養娯楽費 実費
- 五 急なキャンセルがあった場合については、次の額を徴収する。
 - 利用日の前日に連絡があった場合 介護保険給付対象外サービス
自己負担部分の食事代50%
 - 利用日の当日に連絡があった場合 介護保険給付対象外サービス
自己負担部分の食事代100%

3 前項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の書面に署名（記名押印）を受ける。

4 利用料等の支払いを受けたときは、利用料とその他の利用料（個別の費用ごとの区分）について記載した領収書を交付する。

5 法定代理受領サービスに該当しない事業に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した事業の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。

第4章 運営に関する事項

(送迎の実施区域)

第9条 通常送迎の実施区域は、横浜市泉区全域、横浜市戸塚区（深谷町・東俣野・俣野町・原宿3丁目～4丁目・汲沢町・汲沢1丁目～8丁目・鳥が丘）の区域とする。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第10条 利用者は地域密着型通所介護等の提供を受ける際に、利用者側が留意すべき事項は次の通りとする。

- (1) 機能訓練室を利用する際には、従業者の支援のもとで利用していただくこと。
- (2) 体調によって入浴等を中止していただく場合があること。
- (3) 利用をキャンセルする場合には当日8：30までに連絡していただくこと。

- (4) 飲酒については禁止、喫煙についても禁止。
- (5) 火気の取扱いは、原則施設内持ち込み禁止とし、ライター等の持ち込みも一切禁止とする。
- (6) 施設内の設備・備品の利用は、丁寧に利用する。
- (7) 個人所有の所持品・備品等の持ち込みの時は、個人名を油性マジックで必ず書いたのち持ち込みのこと。
- (8) 金銭・貴重品や飲食物は、原則、施設内には持ち込まない。
- (9) 施設内へのペット持ち込みは、禁止とする。
- (10) 利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は、禁止する。
- (11) 他の利用者への迷惑行為は禁止する。

第5章 緊急時における対応

(緊急時における対応方法)

- 第11条 事業所の職員は、利用者に対するサービスの提供中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときには、速やかに主治医、ご家族、担当の居宅介護支援事業者等に連絡する措置を講ずるとともに、管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講ずる。
- 2 利用者に対するサービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。
 - 3 事業所は、前項の損害賠償のために損害賠償保険に加入する。

第6章 非常災害対策及び感染症対策

(非常災害対策)

- 第12条 非常災害（消防計画、風水害、地震、感染症等）が発生した場合であっても地域密着型通所介護の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための業務継続計画を策定するとともに、業務継続計画書に従い、防火管理者又は火気・消防等についての責任者を定め、年2回定期的に避難、救出その他必要な研修、訓練を行い、地域住民との連携に努める。

(感染対策)

- 第13条 感染対策の発生および蔓延防止のため、月1回の感染対策委員会の開催、感染症の発生及び蔓延防止のための指針の整備、研修会の開催、訓練の実施を行う。

第7章 虐待の防止及び身体拘束の適正化

(虐待の防止)

第14条 事業者は虐待の発生又はその再発を予防するため、次の各号に定める措置を講じる。

- (1) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催する。
- (2) 事業者における虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

(身体拘束の適正化)

第15条 事業所は、利用者またはほかの利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行いません。

身体拘束を行う場合には、その態様および時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

第8章 その他運営に関する事項

(サービス内容に関するご相談や苦情の窓口)

第16条 当事業所における苦情の受付窓口

受付担当：深山尚子（生活相談員）

ご利用日：月曜日～金曜日・祝日（1月1日～1月3日を除く）

ご利用時間：8:30～17:30

ご利用方法：電話 045 - 804 - 3311・面接（当事業所相談室）

その他：苦情箱（受付に設置）・施設第三者委員設置

(2) 行政機関その他苦情受付機関

- ・横浜市泉区高齢・障害支援課

電話：045 - 800 - 2436

FAX：045 - 800 - 2513

- ・横浜市戸塚区高齢・障害支援課

電話：045 - 866 - 8452

- ・横浜市介護事業指導課

電話：045 - 671 - 2356

FAX：045 - 681 - 5457

- ・神奈川県社会福祉協議会かながわ権利擁護センター

かながわ福祉サービス運営適性化委員会

電話：045 - 317 - 2200

FAX：045 - 322 - 3559

(その他運営についての留意事項)

第17条 事業所は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、又、業務体制を整備する。

- ①採用時研修 採用後1か月以内
- ②継続研修 年12回 認知症ケア、感染症、身体拘束、介護技術、リスク等
- 2 従業者は、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約 の内容とする。
- 4 事業所は、地域密着型通所介護等の提供に関する記録を整備し、保管する。
- 5 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会福祉法人たちばな会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

- この規定は、平成13年 6月 1日より施行する。
- (第1回改正) 平成13年11月 1日より施行する。
- (第2回改正) 平成14年 2月 1日より施行する。
- (第3回改正) 平成15年12月 1日より施行する。
- (第4回改正) 平成17年10月 1日より施行する。
- (第5回改正) 平成18年 4月 1日より施行する。
- (第6回改正) 平成19年 6月 1日より施行する。(料金表の変更)
- (第7回改正) 平成20年 5月 1日より施行する。(管理栄養士の追加)
- (第8回改正) 平成20年11月 1日より施行する。(送迎実施地域の追加)
- (第9回改正) 平成24年 4月 1日より施行する。(サービス提供時間の変更)
- (第10回改正) 平成24年 7月 1日より施行する。(料金表の追加)
- (第11回改正) 平成26年 4月 1日より施行する。(料金表の変更)
- (第12回改正) 平成27年 4月 1日より施行する。(料金表の変更)
- (第13回改正) 平成27年 5月 1日より施行する。(料金表の変更)
- (第14回改正) 平成28年 3月 1日より施行する。(利用定員の変更)
- (第15回改正) 平成30年 4月 1日より施行する。(サービス提供時間の変更)
- (第16回改正) 平成30年 8月 1日より施行する。(料金表の変更)
- (第17回改正) 平成31年 1月 1日より施行する。(文章の一部修正)
- (第18回改正) 平成31年 4月 1日より施行する。(管理者の変更)
- (第19回改正) 令和 元年 10月 1日より施行する。(料金表の変更)

- (第 20 回改正) 令和 2 年 4 月 1 日より施行する。(更新のため)
- (第 21 回改正) 令和 3 年 4 月 1 日より施行する。
- (第 22 回改正) 令和 3 年 9 月 1 日より施行する。(料金表の変更)
- (第 23 回改正) 令和 4 年 10 月 1 日より施行する。(料金表の変更)
- (第 24 回改正) 令和 6 年 4 月 1 日より施行する。(身体拘束の適正化の追記)
(料金表の変更)